

お知らせコーナー

中京区役所 ☎ 812-0061 (代表)
〒604-8588
西堀川通御池下る FAX 812-0408

国民健康保険からのお知らせ

新しい高齢受給者証をお送りします。

京都市国保に加入している70～74歳の方（昭和21年8月2日生まれ～昭和26年7月1日生まれ）がお持ちの高齢受給者証は、7月31日までで有効期限が切れ、8月1日以降は使用できません。新しい高齢受給者証を郵送等により7月中にお届けします。

古い高齢受給者証は、保険年金課へお返しいただくか、細かくきざんで処分してください。

高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

負担割合が3割の高齢受給者証をお持ちの方で、世帯の令和2年中（令和2年1月1日から12月31日まで）の収入が次の条件のいずれかに当てはまる場合は、申請により負担割合が2割となります。変更後の負担割合は、申請した月の翌月から適用されます。

- ①70～74歳の国保加入者が1人（本人のみ）の場合は383万円未満（2人以上の場合は収入の合計額が520万円未満）
- ②70～74歳の国保加入者と、国保から後期高齢者医療制度に移った方の収入の合計が520万円未満

問合せ 保険年金課 資格担当 ☎812-2583

後期高齢者医療制度からのお知らせ

後期高齢者医療保険料の通知書をお送りします。

令和3年度の後期高齢者医療保険料額と、7月以降の保険料の納付方法は、7月中旬にお知らせします。

※これまで特別徴収（年金からの引落とし）の方でも、普通徴収（納付書による金融機関での納付または口座振替）となる場合がありますので、詳しくは通知書をご確認ください。

問合せ 保険年金課 資格担当 ☎812-2583

新しい後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証及び後期高齢者医療限度額適用認定証をお送りします。

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日のため、8月1日以降は使用できません。

8月以降も引き続き交付要件（※）を満たしている方には、新しい認定証を郵送します（世帯に所得不明者がいる場合等は、交付申請が必要です）。

7月末までに新しい認定証が届かない場合には、保険年金課にご相談ください。

※保険証の負担割合が「1割」で世帯全員が住民税非課税の場合、又は保険証の負担割合が「3割」で世帯内の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合

問合せ 保険年金課 保険給付・年金担当 ☎812-2585

介護保険料通知書をお送りします

65歳以上の方へ、令和3年度保険料の確定額の通知書を7月中にお送りします。年金から引き落とし（特別徴収）又は口座振替に該当しない方は、同封の納付書で納付してください。

※納付には口座振替が便利です！

なお、生計維持者の失業・休業等により著しく所得が減少したなど、特別な事情により保険料の納付が困難になった場合には、減免が適用される場合がありますので、8月末までにご相談ください。それ以降になりますと、減免できる額が少なくなりますのでご注意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、次のいずれかの条件に該当する場合は、申請により減免が受けられる場合があります。

<減免の対象となる方>

- ①新型コロナウイルス感染症により、生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業・給与等の収入が前年に比べて10分の3以上減少する場合（その他所得要件があります）

問合せ 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 ☎812-2566

福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新のご案内

現在受給中の方

前年の所得等をもとに8月からの受給資格の更新判定を行い、受給資格のある方には7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方には資格喪失通知書を送付します。

※所得証明等の書類の提出が必要な場合があります。※ひとり親家庭等医療については更新申請書（対象の方に郵送しています）の提出が必要です。

資格喪失された方

所得や世帯構成に変更があった場合、対象となることがあります。その場合は再度申請してください。

また、前年の所得により判定を行うため、前回、所得超過により資格喪失となった方でも対象となることがあります。その場合は8月に申請してください。※重度障害老人健康管理費は7月中に申請してください。

※ひとり親家庭等医療は申請日以降の適用となります。

申請・問合せ

ひとり親家庭等医療	子どもはぐくみ室 子育て推進担当 ☎812-2543
重度心身障害者医療	障害保健福祉課 ☎812-2594
老人医療	健康長寿推進課 高齢介護保険担当 ☎812-2566
重度障害老人健康管理費	保険年金課 保険給付・年金担当 ☎812-2585

※問合せ先が異なりますので、ご注意ください。

胸部(結核・肺がん)検診のお知らせ

日時 毎週月曜日(7/19、7/26、8/2)の9時～11時

場所 区役所2階

対象 40歳以上の方（65歳以上の方は感染症法により年1回の結核検診の受診が義務付けられています）

無料

申込方法 健康長寿推進課へ直接電話してください。
※問診の結果、喀痰検査が必要な場合は別途1,000円(免除制度あり)
問合せ 健康長寿推進課 健康長寿推進担当 ☎812-2544

成人・妊婦歯科相談

歯科医師と歯科衛生士による
歯科健診・相談を行います。

日時 8月4日(水) 9時～10時半

場所 区役所2階

対象 市内在住の18歳以上の方
および妊産婦

問合せ 健康長寿推進課 健康長寿推進担当 ☎812-2544

予約不要

無料



中央青少年活動センター

☎ 231-0640 FAX 231-1231
E-Mail chuo@ys-kyoto.org

夏休み期間、自習室あります！

開館時間 平日・土曜10時～21時
日曜・祝日10時～18時
※水曜日は休館日

対象 中学生から30歳までの青少年

詳しくは 京都市中央青少年活動センター 検索

無料

中央図書館

☎ 802-3133 FAX 812-5816

図書館の展示と貸出し 8月のテーマ

「平和を考える」
「海派？山派？あなたはどっち？」
「おススメ京都」



困ったら一人で悩まず行政相談

各種相談のご案内 いずれも無料

場所 区役所1階特別相談室

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止又は実施方法変更の可能性があります。

①弁護士による市民法律相談(予約制)
日時 毎週水曜日 13時15分～15時15分
受付 相談日の週の月曜日から電話、窓口(1階まちづくり推進担当)にて予約
※受付は平日9時～17時
※相談時間は1名20分程度

問合せ まちづくり推進担当 ☎812-2426

②行政相談委員による行政相談
日時 8月5日(木) 13時半～15時半
問合せ まちづくり推進担当 ☎812-2426
総務省京都行政監視行政相談センター ☎802-1100

③行政書士による困りごと相談
日時 8月18日(水) 10時～11時50分
問合せ 京都府行政書士会事務局 ☎692-2500



新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、掲載している催し等は